

日本における「図書館の自由」の展開

—公共図書館を中心に—

三 苦 正 勝

1 序

図書館の世界には「図書館の自由」という概念があり、それは図書館存立の基本的な理念を示すものである。それを実現することは図書館ないし図書館員の最も重要な責務とされている。その内容は1954年度第40回全国図書館大会および日本図書館協会（日図協）総会において採択され、1979年に改訂された「図書館の自由に関する宣言」⁽¹⁾（以下「自由宣言」または単に「宣言」）の中に示されている。これは主文と副文から構成されていて、主文は宣言の本体であり、その具体的指針を示したものが副文である。1979年改訂の主文を次に示す。

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

この宣言の思想は、日本の敗戦までの図書館が公権力による思想統制に協力し、国民の「思想善導」の機関としての役割を果たすことになった歴史に対する反省が基盤になっている。

新憲法の制定を受けて日本の教育改革を推し進める法制が着々と定められ、教育基本法(1947年)、社会教育法(1949年)の精神に基づいて1950年には図書館法が制定された。当時日本国民は平和な民主社会建設への夢を描いていたが、この夢は同じ年の朝鮮戦争の勃発によって破られた。それを契機として社会情勢はいわゆる逆コースへ傾斜していき、そうなる日本社会の基底には強固に戦前の体質が残っていることを痛感させられるようになるのである。

図書館の場では、破壊活動防止法(破防法)案をめぐって、図書館界としてそれに反対すべきかどうかという論議が戦わされ、それに続いて『図書館雑誌』(以下『図雑』)誌上で「図書

館の中立性」についての論争が続けられた。1952年には秩父市立秩父図書館で、進歩的文化人と目されていた中島健蔵氏をかこむ座談会が企画された際、警察官が同館司書の机の中を勝手に調べるといふ事件が起った。⁽²⁾

このことがあって埼玉県公共図書館協議会は、日図協に「日本図書館憲章」を速やかに制定するよう申し入れた。これはアメリカ合衆国(以下アメリカ)の「図書館の権利宣言」(LIBRARY BILL OF RIGHTS, 1948)⁽³⁾に相当するものである。同協議会からの申し入れを受けて、日図協はいろいろ論議を重ねた末、1954年度第40回全国図書館大会で「図書館の自由に関する宣言」を採択したのである。

なお先に示した宣言文の「第3 図書館は利用者の秘密を守る」は、1954年宣言には無かったものである。その後1979年の改訂でこの項が加えられるようになったのも、時代の状況を反映した結果であることは後に述べる。

しかしこの国民の「知る自由」をうたったりっぱな「宣言」も、図書館そのものの低迷が続く中では宝の持ち腐れのまま図書館界でも忘れ去られようとしていた。「自由宣言」を改めて明確に思い起すのは、1973年山口県立図書館で数十冊の図書が隠匿されていることを、一市民によって指摘されるまで待たなければならなかった。そこに至るまでに、公共図書館はいくつかの画期的な取組みと、図書館員の日常的な努力の積み重ねによって、住民に利用される図書館を実現する必要があった。これについては後に述べる。

ここまで見てきたように、「図書館の自由」という用語は、一見図書館の権力的な独断専行を意味するように誤解されそうだが決してそうではなく、「宣言」を読めばわかる通り「国民の知る自由を保障する」責務の表明を意味しているのである。

本稿では、この「宣言」に表明された理念の実現の過程と、敗戦後の日本の公立図書館の発展が、強い相関関係にあるものとして概観している。

なお本稿では「公共図書館」という用語が、一般的に地域住民に公開された図書館 public library という意味を表してわかりやすいので主にそれを使っているが、住民に対する地方自治体の責務を明らかにすべきところでは図書館法上の「公立図書館」を使うことがある。

2 「中小レポート」から東京都の図書館政策まで

「公立図書館」の概念は、図書館法の中に示されたが、現実の公立図書館は、理想とは程遠い貧しさの中に沈んでいた。住民の日常生活においては目に入らないほど地域には図書館は少なかった。少ない上に図書費は貧弱で、多少の閲覧席は、図書館の資料を利用しない受験生に占領され、図書館員は展望を持たず、およそ住民とは縁の無い存在であった。一方では大都市に、威厳に満ちた大図書館がいくつか存在していたが、これも例外なく早朝から受験生が列をなして、単に座席の利用をめざして押し寄せ、一般の市民は利用しようにも入館すらできない

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—
ありさまであった。しかしこのような状態を打ち破ろうとする努力が一方では進められていた。

2-1 「中小レポート」の刊行（1963年）

1963年3月、日図協の中小公共図書館運営基準委員会（以下基準委員会）によってまとめられた報告書『中小都市における公共図書館の運営—中小公共図書館運営基準委員会報告—』が日図協から刊行された。これは通常「中小レポート」と略称されているものである。貧しいながら各地に存在する中小の公立図書館を、現地の図書館員を含めて2年余り徹底的に調査し討議した末の成果である。この調査報告書は、それまで図書館に何かの役割を期待しながら、図書館の貧しい状況の中に目標を見出せず、現実には埋没していた心ある図書館員を瞠目させた。単に現状報告および分析にとどまらず、大胆に公共図書館の任務を表明し、今何をすべきかを提言した書であったからである。

同報告書は、まず公共図書館の機能を次のように規定する。

「公共図書館の本質的な機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供するとともに、住民の資料要求を増大させるのが目的である。」そして「資料提供という機能は、公共図書館にとって本質的、基本的、核心的なものであり、その他の図書館機能のいずれにも優先するものである。」と宣言する。

次に「中小公共図書館こそ公共図書館である」と高らかに表明する。なぜなら「憲法の精神や図書館法の理念から、日本国民は公共図書館のサービスを、自由、平等、無料に受けられる権利をもっている。」そして「日本国民は都道府県民の集合体であり、都道府県民である前に、市町村民としての生活者である。」従って利用者である住民は「生活の場の手近な所に在る、または通勤通学の途中に立ち寄れる近距離に在る数多い図書館施設（建物に限らない）を望んでいる」のである。「府県立図書館その他の大図書館については関知する必要はない」と言い切っている。もちろん都道府県立図書館が不必要といっているのではなく、「大図書館は中小図書館の後盾として必要である」と位置づける。

これは、図書館を「自由宣言」における「国民の知る自由」を保障する機関としてとらえたものである。

2-2 日野市立図書館の開館（1965年）

1965年、東京都三多摩地区の一角に全く新しい公立図書館が発足した。日野市立図書館である。「中小レポート」計画の提案者であった日図協事務局長の有山崧が1964年、出身地である日野市の社会教育委員会議長に就任し「中小レポート」の提言を実行に移したものである。⁽⁴⁾

1965年には、有山は「中小レポート」を作成した時の基準委員会の事務局を担当した日図協事務局職員前川恒雄を、日野市に招いて図書館建設の準備に当らせた。それ以前、前川は「中小レポート」を完成した1963年10月に、協会から派遣されて6箇月間イギリスの図書館をつぶ

さに見聞し研修してきていた。そのイギリスでの衝撃的な体験をもとに、「中小レポート」で提起された理念を日野市でどう実施するかを検討していった。図書館についての認識がほとんど無かった日本の役所の中で、図書館の有用性を理解させ予算を獲得してゆく苦勞は、前川自身の著書『移動図書館ひまわり号』（筑摩書房 1988）に克明に書かれている。

苦しい制約を乗り越えて公共図書館の理念を実現する効果的な方法を工夫し試みた末、1965年9月、日野市立図書館は自動車1台による移動図書館で出発したのである。そして移動図書館が駐車する先々で予想を上回る市民が集まってきて、積んできた図書を借り出していった。それまで図書館員は、住民は本を借りて読んでほしくないのではないかという疑いを抱いていたのが、見事に打ち破られたのである。その後、日野市立図書館は利用の多い駐車場を順次地域図書館として固定館に転換していった。1973年には中央図書館を建設し、1999年2月には人口16万2千人、面積27.53平方キロメートルの市域に9館を有している。日野市立図書館の活動の成果は、図書館が住民にとって待ち望まれていることを図書館員に知らしめ、図書館は何をすればいいかを示したのである。

これ以後、全国の図書館員は確信をもって「市民の図書館」を実現することに努めることができるようになった。

2-3 東京都の図書館政策（1970年）

1967年の東京都知事選挙で、革新政党の支持を受けて美濃部亮吉知事が再選され、大阪府では同様に黒田了一が知事に当選した。いわゆる革新自治体が全国的に多く出現し、住民要求を中心に行政を進めようとする気運が最も高揚した時期である。

すでに公共図書館の分野では「中小レポート」が図書館の任務を明らかにし、日野市立図書館が具体的にその実践例を示したことにより、図書館に対する住民の期待がいかに潜在的に高いかを理解した美濃部知事は、プロジェクト・チームを設置して公立図書館振興策を求めた。メンバーには「中小レポート」をまとめた日図協の基準委員会委員長を務めた清水正三（当時東京都中央区立京橋図書館長）やその事務局を務めた前川恒雄（当時日野市立図書館長）などが加わっており、熱心な議論の末に1970年4月に報告書「図書館政策の課題と対策」が発表された。報告書は現状分析の上に立って都民のための図書館づくりの目標を次の4点に置いた。

- (1) 暮らしの中へ図書館を（登録率20パーセント、都民一人当たり年間4冊の貸出し、集会活動の援助）
- (2) 都民の身近に図書館を（700メートル圏内に1館の図書館）
- (3) 図書館に豊富な図書を（人口一人当たり2冊の蔵書、蔵書の5分の1の年間受入冊数）
- (4) 司書を必ず図書館に（専門職種として位置づけ、貸出登録人数、年間増加冊数を基本にした職員配当）

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—

この報告は同年6月、都民生活会議によって都の方針として決定され『東京都中期計画1970』に組み込まれ1971年度より実施された。⁽⁵⁾ 補助金は、図書館建設費の2分の1を、図書購入費についてはその2分の1を、新設既設にかかわらず3年間助成するというもので、補助要件の一つに司書を配置することが盛り込まれていた。この結果、東京都の公立図書館の状況は飛躍的に発展し、他の府県にも波及し、国の政策にも大きな影響を与えた。

実効ある行政施策としての図書館振興策が、日本で初めて本格的に取り上げられた特筆すべき施策である。この補助政策は財政危機の中、1977年度から打ち切られたとはいえ、それ以後の日本の図書館行政や図書館づくり住民運動に果たした役割は計り知れないものがある。

2-4 『市民の図書館』刊行（1970年）

1970年には、日野市立図書館から始まる公共図書館活動の成果を、それ以後の図書館づくり運動の指針とすべく日図協から『市民の図書館』⁽⁶⁾ が刊行された。「中小レポート」を生み出した公共図書館振興プロジェクトの成果のまとめとも言えるもので、新書版の小冊子とはいえ図書館員だけでなく行政担当者や住民にも理解しやすい表現、核心を衝いた端的な主張およびそれを実現するための具体的な方策を提示することによって、現在に至るまで図書館運動に携わる人々の座右の書であり続けている。序文は次のように始まる。

貸出デスクの前に行列ができる、一つの図書館で一日の貸出しが千冊を超える、図書館奉仕をまず移動図書館からはじめる。

市民の図書館である市（区）立図書館にこのような変化があらわれたのは、ここ数年のことです。大きなうねりの兆しを感じられる——とっては言い過ぎでしょうか。

本文では、まず公共図書館とは何かについて説く。「公共図書館の基本的機能は、資料を求めるあらゆる人々に、資料を提供することである」と「中小レポート」で提起された基本理念を冒頭に掲げ、国民の「知る自由」と公共図書館の必須の関係を次のように述べている。

自由で民主的な社会は、国民の自由な思考と判断によって築かれる。国民の自由な思考と判断は、自由で公平で積極的な資料提供によって保証される。資料の提供は公共図書館によって公的に保証され、誰でもめいめいの判断資料を公共図書館によって得ることができる。この意味で公共図書館は、国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を社会的に保証する機関である。

さらに「市町村立図書館は公共図書館の中核である」と位置づけ「市立図書館は全市民に奉仕する」べきであること、そのためには市立図書館は「一つの建物ではなく、本館、分館、移

動図書館からなる一つの組織でなければならない」と述べている。なおここでいう市立図書館は町村も含めた概念である。そして当面の最重点目標として次の3点を掲げた。

- (1) 市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと。
- (2) 児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること。
- (3) あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近かに置くために、全域へサービス網をはりめぐらすこと。

さらに後半は、その目標を達成するための具体的な方法を詳細かつ簡潔に提示している。

2-5 貸出しを伸ばす運動の展開

日野市立図書館の活動によって貸出しの重要性を理解した図書館員は、貸出しを伸ばすにはどうすればよいかを模索し始めた。なかでも公共図書館員によって組織された図書館問題研究会（図問研）は、1967年の全国大会において、公共図書館における当面の重点課題を「貸出しを伸ばす」ことに置き「図書館の日常的な仕事を市民の立場で再検討し、その結果を実践しよう」という活動方針を決議して、日常業務の中で貸出しを伸ばすのを阻害する要因を徹底的に究明し、次のような改革に取り組んだ。⁽⁷⁾

- ①記名式入館票・閲覧票の廃止
- ②貸出登録・貸出方式の簡素化
- ③貸出制限冊数の緩和

これらは住民の図書館利用に大きな障壁となっていたものである。

次いでさらに一步進んで、求められた資料は必ず提供するという予約制度の実施を課題とした。1974年に図問研の全国大会で決議した「予約サービス」の内容は次の通りである。⁽⁸⁾

予約サービスの三つの方法

- (1) 貸出中の資料は、返却を待つて一定期間中に必ず希望者に提供する。必要ならば複本を購入する。
- (2) 未所蔵の資料は購入して提供する。
- (3) 購入出来ない資料（絶版、高価、利用度が低いなど）は、他館から借りて提供する。

予約サービスの五つの条件

- (1) この制度のあることを住民に広く知らせる。
- (2) 一定の書式やルールが確立している。
- (3) 要求された資料が入手出来た場合はもちろん、出来ない場合も必ず本人に連絡する。
- (4) 必要な資料を購入できる予算を持つ。

(5) 相互貸借出来る図書館の組織がある。

なお「予約」という用語は所蔵資料に限られるように受け取られるので、現在では「予約リクエスト・サービス」および「予約リクエスト制度」と言われることが多い。

この予約制度の実践を通して図問研は、公共図書館の機能を、住民の生存権の文化的側面としての学習権の保障にあるという奉仕理論を形成していった。これが「自由宣言」の「知る自由」の理論的強化を果したのである。

2-6 図書館づくりの全国的展開

1970年代は新しい理念を込めた図書館が、東京や大阪などの大都市を中心に先行して建設されていった。

だれもが入りやすく利用しやすい図書館をつくることによって、住民に日常的に図書館の存在をアピールする。そのためには、利用者として家庭の主婦、子どもに焦点を当てて施設を考え、蔵書を構成する。さらに重要なのは職員の姿勢を変えていくことであった。そのようなことに意を注いで奉仕計画や図書館建設が進められた。例えば施設面では、一般の住民を遠ざけていた自習室または自習席の廃止、出入り自由な入口、開放的な開架室、ソファの配置、児童室または児童コーナーを前面に据えた配置、じゅうたんコーナーの設置などであった。

蔵書面では児童書の比率を高め、小説や実用書を充実させた。特に児童書の中でも絵本は複本を十分に備え、小説では、新書版のものも敬遠せずに購入するようになった。

職員の心掛けとしては、来館者へのあいさつを欠かさないと同時に、利用者の様子に気を配り、適切に声をかけて資料案内を励行する。特に利用者が質問しやすいように、書架整頓を常に実行することは重要である。なぜなら利用者は職員が書架の間にいる時が一番質問しやすいからである。同時に、職員が図書の状態を把握し、サービス上の創意が最も活発に湧き上がってくるのが書架整頓の最中だからである。

なかでも住民にとって図書館を身近にもたらしたものが、自動車による移動図書館である。それまでも移動図書館あるいは自動車文庫といわれるものはあったが、初期においては数十冊単位でまとめて代表者に貸出し、代表者が世話人となって会員に貸出すような方式のものが多かった。つまり利用者一人一人が、全体の蔵書の中から自由に選ぶ個人貸出しではなかったのである。しかし日野市立図書館のサービス開始によって、移動図書館の姿は全く変わった。常に魅力ある図書を積んできて、それを一人一人が自由に借り出せる日野の移動図書館を、住民は、初め疑いの目を持って眺め、やがて群がって図書を借り出した。移動図書館は図書館に対する住民の印象を変えてしまう力があったのである。それに加えて移動図書館は図書館職員の意識をも変える力があった。図書館に住民が来るのを待つという姿勢から、こちらから出かけて行ってサービスするという姿勢の転換によって図書館と住民の距離は一挙に縮まり、職員の

意識が劇的に積極的なものに変ったのである。建物を建てるよりは容易に図書館サービスを始められるという現実的な条件も手伝って、1970年代は各地で多くの移動図書館が誕生していった。それは住民の図書館利用を急増させ、次々に地域図書館建設へと向かわせた。

一方、社会の子どもを取り巻く状況の悪化は、それを懸念する、子どもを持つ母親たちに、自分たちで運営する子ども文庫の開設を促進していった。この文庫活動が、図書館づくり運動を一層押し進める力となった。この文庫運動についてはここではこれ以上触れない。

このような経過をたどって、便宜的に移動図書館1台を1館と数えるなら、市区町村立図書館数は1971年の977館から1986年の2178館へと2.2倍に増加し、個人貸出冊数は、人口100人当り41冊から243冊へと5.9倍もの激増を見たのである。⁽⁹⁾

このような公共図書館の発展に従って「図書館の自由」が、現実の問題としてどのように図書館の現場に姿を現してくるかを次に見ることにする。

3 「図書館の自由」への機運

公共図書館が未成熟で国民主権、住民自治の意識が確立していない日本にあっては、「図書館の自由」という考え方が生ずる基盤は極めて薄弱であった。しかし戦後の憲法に表現された民主主義への渴望から、一方で権力による思想弾圧の台頭に逸早く気付いた図書館員たちが「図書館の自由」の思想を日本の図書館界にもたらしたのである。それは「図書館の自由に関する宣言」として結実したが、すぐに日常的に図書館業務の中で生かされるわけにはいかなかった。現実の図書館はあまりにも貧弱で、国民の生活の中にはほとんど存在しないも同然であったからである。改めて自由宣言が図書館員の意識に登り、現実の問題となって登場するのは、1970年代を待たなければならなかった。

3-1 「自由宣言」の成立（1954年）

1950年6月25日の朝鮮戦争勃発によって日本は再軍備への道へ踏みこんでいった。アメリカの対日政策は「非軍事化」から「反共の砦」へと大きく転換し、同年7月8日にはマッカーサーが警察予備隊の創設を命じ、現在の自衛隊の出発点となった。日本は再武装化のみならず、朝鮮半島への補給基地として軍需産業をも復活した。この時代の経過を見ると、民主主義が実現されるか見えながら実は戦前のイデオログは徐々に復帰し、社会状況もそれに対応して国民主権を幻想に陥れていったように思える。

1951年9月8日、対日講和条約が締結され連合55箇国のうち48箇国が署名し、翌1952年4月28日に発効、日本は独立した。同時に、講和条約締結と同じ日、日米安全保障条約が調印され、日本は共産圏に対する資本主義陣営の一翼を担うことになった。

講和条約の発効に伴い、占領法規は効力を失う。国内の治安を維持していた占領軍の団体等

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—
規正令、占領目的阻害行為処罰令等いわゆるポツダム政令に代る法制を、日本は整備しなければならなかった。政府は1952年4月に、団体等規正令に代るものとして破壊活動防止法（破防法）案を国会に提出した。この治安立法は、集会、結社および言論、出版などの表現の自由、あるいは思想の自由が制限される恐れがあるというので、日本労働組合総評議会（総評）を中心に労働組合、知識人、マスコミなど広い範囲の反対運動を呼び起した。

同年5月の全国図書館大会では破防法についての論議はなかったが、日図協の機関誌『図書館雑誌』にはそのことに関して「図書館法の精神が冒される可能性必ずしも皆無とは言えない現在、文化の使徒たるべき図書館人が現状を自認していいものであろうか。再軍備問題、破防法問題その他、何よりもまして、まず最初にとりあげ、本大会の名において図書館人の態度を表明すべき最も重要なことを本大会は忘れていたのではないか」という感想が出た。⁽¹⁰⁾ しかし日図協事務局長有山松は同誌の前号で、その図書館大会についての感想を次のように述べている。⁽¹¹⁾

…図書館界が「破防法」について直接発言することは、厳々戒むべきことであると信ずる。

図書館が本当に information center として、客観的に資料を提供することを以ってその本質とするならば、図書館は一切の政治や思想から中立であるべきである。

この中立性を破って直接政治や思想の問題に口を出すことは、それ自身図書館の中立性の自己侵犯で自殺行為である。

「破防法」の賛否は国民が決定するのである。

図書館は、この国民の意志決定への資料を提供する機関である。従って「破防法」に関して、図書館が重大な関心を有するならば、それについての色々の information を国民に提供し、国民の判断の資に供する努力を今こそやるべきである。

図書館についての明確な理念が確立していなかった時期、しかも敗戦による武力放棄から再軍備へと方向転換する政治情勢、そういう世情騒然たる混乱状態の中で、この有山の発言は見事に将来を見通した思想であった。

そのころ『図雑』誌上にアメリカの図書館憲章が紹介され、1952年11月30日に開催された埼玉県図書館大会では、「図書館憲章」（仮称）の制定方を決議して日本図書館協会に申入れを行ったと伝えられる。日図協はこれを受け入れて、1953年7月14日、図書館憲章拡大委員会を結成することを決定した。先に述べた時代背景のもとに論議を重ねた末、1954年5月の第40回全国図書館大会において自由宣言は採択されたのである。⁽¹²⁾ 副文は論議不十分のため採択は見送られた。しかし宣言は採択されたものの、それを適用すべき図書館活動が未成熟で、やがて図書館員の意識に上ることも少なくなっていた。

3-2 最初の事件「練馬図書館テレビドラマ事件」(1967年)

自由宣言が日常の図書館活動の中では忘れ去られていた中で、初めて現実にもそれを実感する事件が起った。⁽¹³⁾

1967年6月13日、東京都の練馬区立練馬図書館の前で、東映テレビプロダクションが、NET テレビ番組『特別機動捜査隊』の撮影を行った。翌日職員が見せられた脚本によると、「殺人事件で、被害者が図書館で書いた手紙が手がかりとなり、特捜隊が図書館に出向く。図書館の前は炎天下に並ぶ受験生の列。特捜隊は係員から、手紙がはさまっていたというスタイルブックと事件当時の図書貸出名簿を借り出して、調査をはじめめる。その貸出名簿によって、事件の当日被害者が図書館に二時から三時半までいたこと、そして、やはりその中の記録が手がかりになって犯人がわかる」という内容であることがわかった。

同図書館はすでに個人貸出しの記録は返却と同時に消える方式をとっていたが、一方、当時は個人貸出しを伸ばすために、多くの図書館で入館票や貸出方法の簡略化に取り組んでいる過渡期で、まだ個人の貸出記録が残る方式も多く、ドラマのシナリオのような例もあり得ることはあった。しかし図書館はそういうものだと世間に思われるのは図書館の基本に関わることである。そこで同館は日図協とともにNETに脚本の書き直しを申し入れた結果、次のような修正がされた。

- 1 貸出簿は、簡単に見せたり貸出したりすることはできない旨を台詞で入れ、係員がみてあげる形にする。
- 2 記録が残っている図書館は、少なくなっている旨、会話で入れる。

この例は、制作者側が好意的であり、また変更が可能な筋書きであったので、このような結果になったが、同様な問題はその後にも繰り返し起っている。その部分を変更すれば作品そのものが成り立たないものもあって、図書館界にとっては頭の痛い問題である。

4 「自由宣言」の改訂

4-1 山口図書館蔵書隠匿事件 (1973年)

1973年7月23日、山口県立山口図書館は新館を開館したが、旧館では開架室に配架されていた図書のうち50数冊が、その时段ボール箱に詰められて書庫の一隅に放置されていた。それ気がついたのは人権運動に携わっていたH牧師であった。⁽¹⁴⁾

7月27日、H牧師は以前に利用したことのある図書を利用しようとしたが、自由に手に取ることのできる開架室には見当たらず、職員に閲覧を求めたが、貸出中ではないにもかかわらず発見できなかった。『反戦自衛官』『反戦裁判』『仁保事件』『タスケテクダサイ——仁保事件と

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—

岡部保さん』など、それはH牧師自身救援活動などで活動した事件に関わる資料であった。

翌日さらに調べてみると、次々に以前見た図書が無い。『ある在日朝鮮人の記録』『差別と偏見—ヒロシマそして被爆朝鮮人』『家永三郎教育裁判証言集』『難死の思想』『芸術的抵抗と挫折』『抵抗と服従の原点』『政治権力と人間の自由』『戦争と教育をめぐって』など。

そこで毎日新聞山口支局に取材を依頼して初めて事件が明るみに出たのである。書庫の奥に箱に詰めて放置されていた図書は、その日のうちに開架書架へもどされた。利用者が抗議をし、新聞に報道されたために、一般にも広く知られることになり、図書館界に深い衝撃を与えた。

新館開館にあたって、県知事（保守党）の視察にそなえ、図書館の判断で特定の政府批判、反戦関係の本を隠したものと見られた。H牧師らの抗議の中で図書館側が示しただけでも、隠した本のリストは43冊に上った。

この事件をきっかけに図書館界は、自由宣言の再確認から改訂へと進んでいくことになった。

4-2 「自由委員会」の発足（1975年）と「自由宣言」の改訂（1979年）

この山口の事件に対し、図書館界は同年10月、高知で開かれた第59回全国図書館大会で、自由宣言再確認の決議を採択し、翌1974年11月、日図協は「図書館の自由に関する調査委員会」の設置を決定、1975年3月委員会は発足した。⁽¹⁵⁾

委員会の任務は、(1) 宣言の趣旨の普及、(2) 図書館の自由に関する調査研究、(3) 図書館の自由に関し必要な情報の提供、である。そしてまず取り上げた課題は、1954年の宣言採択の際、保留にされていた副文案を改訂し宣言に加えることによって、宣言を日常の図書館活動の指針として役立つものにするのであったが、その草案が1978年3月22日の検討会にかけられた結果、宣言の主文そのものをも含めて改訂すべきであるということになった。そのころ生起したいくつかの事件もその改訂論議に影響している。それ以降、草案の公表と図書館界の公開討議を経て、1979年5月30日の日図協総会において改訂「宣言」が採択された。これが「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」である。その主文は冒頭に掲げた通りである。1954年宣言の3箇条に、新たに「図書館は利用者の秘密を守る」の1箇条を加えて4箇条になった。

5 「図書館の自由」に関する問題の生起

5-1 「ピノキオ」問題（1976年）

自由宣言改訂に至る時期に起きたこの「ピノキオ」問題は、人権にかかわる内容を持つ資料の取扱いについて、図書館の対応が図書館界を超えて問われた初めての問題といってもよい。⁽¹⁶⁾

1976年秋、障害者を近親に持つ一市民が童話「ピノキオ」に障害者を差別する内容があることに気がついて、11月4日発行所の小学館に抗議をしたのが発端で、やがて「障害者差別を許さない、まず『ピノキオ』を洗う会」（以下「洗う会」）が結成されて、11月26日小学館に「ピ

「ピノキオ」の全面回収を求めて抗議文「アピール—『障害者』差別の童話『ピノキオ』の全面回収を求める—」が発表された。趣旨は次のような内容である。

①ピノキオ童話には

「・びっこの きつね と めくらの ねこ……といった書き方

・その きつねと ねこが ピノキオを だまして 木につるし、かねを うばう…
…という話

・松葉づえを ついた きつね と 黒めがねを かけた ねこ……の絵」

などの内容がある。

②その上、狐と猫に、

「ピノキオさん、金貨をぬすんだことはあやまります。どうかどうか、おなさけをおかけください。」

「あわれなねこときつねめに、お金をめぐんでやってください。」

とまで言わせるほど「障害者」を哀れな者として描いている。

③狐と猫がなぜわざわざ、びっこやめくらのまねをする、というように描かなければいけないのか。

④結局、障害者は危なくて恐ろしい人達、また不幸でかわいそうな哀れむべき人達であるという、差別する心を小さな子どもたちに教えこみ植えつけてしまう。

⑤小学館は4種類の「ピノキオ」の回収は認めたが、売り出したばかりの『国際版 少年少女世界文学全集 第1巻 ピノッキオの冒険』は回収できないとっているのは、他の11社が回収に前向きな回答を寄せている中で、金もうけが大切と考えている証拠である。

この告発が11月27日の新聞各紙に報道されると、名古屋市では中央図書館からの電話による指示によって、全図書館の児童室から「ピノキオ」を事務室に回収するという措置が取られた。これに対し館内では職員の中から異議が出され、各段階での検討が行われたが容易に結論は出なかった。翌年館長会は、おおかたの意見が条件付き公開の方向にあると判断し、公開のための六人委員会を設置して検討した結果、1977年5月に「『ピノキオ問題』は図書館の自由にかかわる重要な問題であり、今後広く検討する必要があるので公開し、市民の提言を参考として結論をみちびきたい」という見解を出して解散した。しかし具体的な方法の提案に至らなかったため論議は停滞した。その後、図書館関係団体の論議、提案、それに抗議団体との話し合い等がなされ、容易に合意が得られたわけではないが、簡単に経過を追うと以下ようになる。

1977年9月、館内に「ピノキオ検討小委員会」を設置、児童室からの回収が誤りであったことを認め、翌年「ピノキオ問題解決のために」と題して次の5項目を提案し、職員全体および「洗う会」の了解を得た。

① 「ピノキオ」の回収を解除したうえで、1年間「ピノキオコーナー」に別置き、検討のた

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—

めの貸出しをする。

- ② 図書館における「ピノキオ」検討資料を公開するとともに、広く「ピノキオ」問題関係資料を閲覧に供する。
- ③ 「ピノキオ」利用者の意見を聞く。
- ④ 「ピノキオ」問題と差別問題について、障害をもつ人びとと話し合いを行う。
- ⑤ 身体障害者問題について、職員研修会を行う。

1978年10月1日、「ピノキオコーナー」は名古屋市全図書館の成人室に設けられた。

1979年10月1日、一年間の検討のための公開を終え「ピノキオ」は児童室にもどされた。もどすに当たって「ピノキオを児童室に戻します」という見解の中で次のように述べられている。

100年前に書かれた童話「ピノキオ」は、現代の目で見直せば問題になる表現・内容をもっています。図書館がそれを提供することによって、障害をもつ人たちを傷つけ、差別思想を助長するおそれがないとはいいきれません。しかし、「ピノキオ」が障害をもつ人個人の人权を明らかに侵害していることも、子どもの差別意識を助長するかどうか具体的に解明することも困難ですし、明白な差別図書であるかどうかは断定できません。さらに、差別助長のおそれがないとはいいきれないという理由で資料提供をやめることは、市民の知る権利を保障するという図書館の責任を放棄することになりますので、「ピノキオ」を児童室にもどします。

また同時に、館内に「図書館の自由問題検討委員会」（以下「自由問題委員会」）の設置が提起された。これは一自治体単位の図書館としてはおそらく日本で初めてのものである。そして三年間にわたる模索の結果が、差別・人权問題に関わる資料の検討の三原則として提起された。

- ① 問題資料の検討は、職制判断で行わず、職員集団全体の検討とする。
- ② 広く市民に参加をよびかけ、検討を深める。
- ③ 問題に関わる当事者の意見を聞いて検討する。

「ピノキオ」問題は、人权および差別の問題が、「図書館の自由」とのかかわりで、図書館界およびそれを超えて、広く論議された初めてといってもいい事件であった。この経験が、その後の名古屋市で起きる図書館の自由にかかわる問題に生かされていったことはいうまでもない。例えば、その一つとして次項に述べる『名古屋市史』の復刻版問題が挙げられる。同時に、この名古屋市図書館の真摯な取組みが、その後次第に頻度を高めて生起してくる「図書館の自由」の問題への対応にとって、大きな指針となった点で画期的な事件であったといえる。

5-2 『名古屋市史』復刻版問題（1979年）

1979年10月23日に復刻、配本された『名古屋市史』（大正4年～昭和9年刊）の風俗編について、名古屋市同和対策室が、被差別部落を示す地名と差別表現があることを発見し、復刻版発行元の出版社に問題箇所を削除し白紙にして出版し直すよう指導し、出版社もすでに販売したものを回収することに同意した。図書館には「市史の中で問題のある巻の利用は研究者などに制限し、住所・氏名・利用目的をたずねること」と依頼してきた。⁽¹⁷⁾

図書館では、資料の部分削除の問題および利用者の秘密保持について異議を表明すると同時に自由問題委員会を開き、先行した『目黒区史』問題⁽¹⁸⁾や部落問題の資料集を作成して全職員に配布し検討と研修を行い、一方では部落解放同盟愛知県連や愛知県部落解放連合会の意見を聞いた。「一括削除は差別の歴史的事実の抹消につながり、解放の戦いの源流を否定することに通じる」という意見も出て解放運動団体も対応を変え、完全復刻の方向に向った。1980年5月、名古屋市は「名古屋市史復刻版の取扱いについて」という方針をあきらかにし、次のような基本的な考えに基づいて「あとがき」をつけて、完全復刻の形で続刊されることになった。

- ① 差別的表現があっても、歴史的事実として、手を加えることなく、原文のまま復刻出版する。
- ② ただし、いたずらに差別意識を助長することのないように、あとがきで解説する。内容は、史料から封建支配の実態を正しく読みとり、同和問題を理解できるものとする。
- ③ 「あとがき」は行政の主体性において解説する。

「あとがき」は、問題が指摘された風俗編・政治編二・地理編・地図編に付され、全巻が完全復刻された。図書館では、「あとがき」のある復刻版は開架し、「あとがき」のない旧版は閉架資料とした。

5-3 広島県立図書館蔵書隠匿裁断事件（1984年）

1985年1月12日、広島県立図書館で所蔵している『同和行政の実際』（同県民生労働部社会課編 1966年発行）に、同和行政の推進に適切でない部分が含まれていると利用者から指摘された。これは県の同和行政担当者がまとめた部内資料で、問題の箇所は「差別事件の解決方法」という他県の資料の転載部分と、広島県内422箇所の被差別部落の地名・戸数・人口を詳細に記録した部分である。このような資料が、不用意にだれでも利用できる状態で公開されていたことに対し、図書館および行政各部門の同和問題に対する理解の浅さと、関係資料管理のずさんさについて、部落解放同盟から厳しく追及された。

その追求の過程で新たな事実が明らかになった。県立図書館では1977年以降、一課長が「表現・内容に問題がある」図書を書架および移動図書館から抜き取り、ロッカーに別置していた

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—
 のである。その図書が1985年1月末で162冊に達していた。同様に受入れを保留していた図書も22冊あった。これらの図書のうち14冊が除籍処分され、35冊が課長によって表紙や表題紙が破り去られ小口が切断されていた。これらの図書の中には、山本政夫、土方鉄、八木晃介らの同和問題に関する資料や『橋のない川』、さらにスモン関係図書などが含まれていた。⁽¹⁹⁾

この事実が報道されると、再び図書館界は大きな衝撃を受けた。このような問題が起る背景には、次々と「問題のある資料」について「適切な措置」を求める通知文書を出す県教育委員会の姿勢、そういう資料を十分な検討もなく排除してしてしまう県立図書館の体質、そしてそれを醸成してきた土壌があった。行政や権力からは自由であるはずの県公共図書館協会までも、県教委同和教育課の資料に基づき「差別を助長する問題図書」を県内の公立図書館長に通知する無節操さなのである。実際、県立図書館で閲覧できないように別置された図書を見ると、多少でも部落問題に関わりがあるものと差別用語を含むものを見境無く取り込んでいった形跡がある。とても「国民の知る自由」あるいは「知る権利」を守るべき図書館ないしは図書館員の仕業とは思えないものであった。

1980年代という時代は、盛り上がる図書館運動が急速に国民の間に容認されて図書館数が増え、貸出しが伸び、サービス内容の充実期にはいったところであった。それに先立つ十数年間、国民の知る自由を保障するために、貸出しを伸ばすことを基本に据えて、利用方法の簡略化をはかり、予約リクエスト制度に力を入れてきた図書館員の必死の努力が、ようやく実りの時期に入ったところであった。広島県立図書館の事件はその努力を全く無視するかのようにつつ。山口図書館の事件と同様に大きな衝撃であった。むしろ図書館の発展状況、「図書館の自由」の理念の浸透度を考えたら、山口事件以上であった。山口の時にも言われたことだが、この事件は相当に日本全体の思想状況を表わしていることを改めて実感させたのである。

5-4 富山県立図書館図録損壊事件（1990年）

1986年3月15日から1ヵ月、富山県立近代美術館で開催された「'86富山の美術」に出品された大浦信行の版画「遠近を抱えて」について、6月の同県議会常任委員会における「不快」であるという議員の発言をきっかけに、7月、その作品および図録『'86富山の美術』が非公開とされた。作品は昭和天皇の写真に骸骨、脳の解剖図、裸婦などを配したコラージュである。そのころ、右翼団体が県庁周辺で大規模な街頭宣伝活動を行っている。美術館はその後、1992年8月に知事が執務室で一右翼構成員に襲撃されるという事件を経過して、大浦作品を匿名の個人に売却、図録470部を焼却したが、これに対し市民団体が監査請求、国家賠償訴訟を行っている。

一方、県立図書館は1986年8月、一般公開しないという条件で「図録」の送付を受けたが、日図協自由委員会などの要請もあり、1990年3月、制限付き公開に踏み切った。しかし公開初日の3月22日、行動右翼の一神職が閲覧し大浦作品部分を破り裂いた。県知事はただちに犯人

を告訴し県議会は非難決議を行った。⁽²⁰⁾

1995年9月、最高裁で犯人の有罪が確定したが、県立図書館長は押収物件の、破られた「図録」の還付請求権を放棄した。放棄の理由は「①4ページが35片に破損し、図録の目的からみて修復の価値が無い、②図録の公開、非公開をめぐる論争が長年にわたって続き、事件まで発生するなど憂慮すべき状態で今日に至っている」ためという。⁽²¹⁾ さらに「表現の自由についても考慮したが、図書館の正常な運営のためにはやむをえない措置と判断した」結果、「館長の責任と権限」で決定したという。⁽²²⁾ 「図録」を所蔵することにより、右翼などの抗議行動を回避するためであることは明らかであろう。

その後も「図録」に関しては住民の予約リクエストにもこたえず、寄贈申し出にも頑として応じようとしていない。結局この図書館は、図書館の目的を「資料のある状態」よりも「平穩に入館できる状態」に置いたことになる。「国民の知る自由」を保障するために、求められた資料は草の根を分けても探し出して提供しようと努力してきた図書館界を裏切るものであった。

5-5 『タイ買春読本』問題（1994年）

『タイ買春読本』（データハウス）の初版は1994年9月に出版された。編者は週刊誌記者や写真家から成る「アジア性風俗研究会」であった。現地取材に基づく具体的なタイ各地の歓楽街の店とそのシステム、料金、実体験を詳しく紹介した案内書になっている。⁽²³⁾

これに対して「アジアの女たちの会」、「タイ女性の友」などから抗議の声があがり、世界の市民グループからの絶版、回収を求める動きに発展した。1995年7月には、編者名から「性」の一字を削って「アジア風俗研究会」と変え、抗議団体等とのやりとりを巻末に収録し、タイの女性の写真は白黒反転した「全面改訂版」を出版したが、本体の意図は全く変わっていない。

1995年12月15日、「アジアの児童売春阻止を訴える会」（カスパル）の静岡事務局から図書館にこの図書の廃棄を求めて要望書が出された。それに対して市立図書館は次のような考えを表明して、廃棄はしないと回答している。

「この本については、出版に対する異議があることがわかっています。改訂版にはその抗議記録や報道された資料が載っているので、対立する意見の参考資料として収集する価値があると判断しました。」

「いろいろな立場の人の、自分の価値観に基づく『図書館に置くべきでない』という要求に従って廃棄をくりかえしていたら、図書館には本など置けなくなってしまいます。」

「ある本の内容に賛成するか、反対するか、どのような読み方をするかは、利用者の皆さんの自由です。」

「ある個人や団体の意見で本の廃棄をすることは、すべての利用者が、その個人や団体が想定した読み方をすると、勝手に決めつけたことになります。」

一方「静岡市の図書館をよくする会」（よくする会）は、図書館の立場を支持してカスパル

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—

との間でも論議が続けられ、結果として図書館の考えが支持された形で経過している。

この事件は、静岡市立図書館の明確な資料収集の姿勢をめぐって、異なった意見を持つ市民団体の間で論議が戦わされた例である。その中で図書館が、住民の知る自由を保障するために主体性を堅持したことを高く評価すべきである。

その後、静岡市の市民団体「子どもの命を守る会」が、「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」（青少年環境整備条例）に基づき有害図書指定の審査を要求し、1999年7月26日この本は『タイ夜の歩き方』（現地風俗情報編 データハウス 1997）と合せて有害図書に指定された。指定を受けると、業者などが違反した場合20万円以下の罰金が科せられるが、その規制が図書館に及ぶのかどうかについては、まだ明確に結論は出ていない。⁽²⁴⁾

5-6 国立国会図書館利用記録押収問題（1995年）

1995年、新聞にまだ1月17日の阪神淡路大震災の報道が続く中の3月20日、東京の地下鉄でサリンによる無差別殺人事件が起った。オウム真理教の犯行であった。

3月29日、警視庁担当者が刑事訴訟法（刑訴法）197条（捜査と必要な取調）に基づく照会書を携えて国立国会図書館（以下「国会図書館」）に来館、利用記録の閲覧を求めてきた。国会図書館は、憲法第35条（住居侵入・捜索・押収に対する保障）、国会職員法第19条（守秘義務）および自由宣言第3によって、秘密保持のため協力を拒否した。⁽²⁵⁾

4月6日、今度は改めて憲法第35条および刑訴法第219条（犯罪捜査のための差押・捜索等の令状の記載事項）に基づき東京地裁発行の差押許可状（一般に「捜査令状」）を持参して来た。その結果1994年1月5日から1995年2月28日までの利用申込書約53万人分、資料請求票約75万件、資料複写申込書約30万件が押収された。その後若干追加があり、6月22日には利用申込書3枚、資料複写申込書7枚を除きほとんど返還された。つまり事件と関係の無いおよそ53万人もの個人の読書記録が警視庁の管理下に置かれたことになる。これに対して、いくつかの団体がプライバシー侵害として国会図書館に抗議行動を行った。

問題は、差押許可状なるものが、対象を特定することを求めている法令に反して実に簡単に裁判所が発行する慣行があることである。自由宣言第3（利用者の秘密を守る）の副文にある但し書き「憲法第35条に基づく令状を確認した場合は例外とする」に注目が集まり、改めて再検討の対象になってきたのである。

5-7 『完全自殺マニュアル』閲覧制限問題（1996年）

あらゆる自殺の方法を克明に記述した『完全自殺マニュアル』（鶴見済著 太田出版 1993）は当初から図書館によっては要注意資料とされ、それによって自殺したと疑われる事件もあって、書店の販売自粛の動きがあり、貸出しに何らかの制約を設けた図書館もあった。

1996年1月に米子市で男子中学3年生が同書を傍らに置いて感電死したことが報道されるに

及び、同書に対する論議が沸騰した。鳥取県書店商業組合は販売の自主規制を要請したと伝えられた。⁽²⁶⁾

鳥取市民図書館では職員が話し合っ、高校生以下の貸出には制限を設けることにした。開架室に置くことをやめて、中学生以下の貸出しには親の同意を求めることにした。高校生には同書に対する多様な意見や反響を集めた『ぼくたちの「完全自殺マニュアル」』（鶴見済編 太田出版 1994）をセットで貸出すことにした。⁽²⁷⁾

自殺した青少年の傍らに同書が残されていたという事件が何件か報道されて、群馬県や岡山県で有害図書に指定され、さらに増える形勢である。有害かどうかの判断は極めて感覚的で、個人の倫理観に左右される上に拡大され易いものである。図書館界ではこの風潮に強い危機感を抱いている。情報の価値はあくまでも個人が判断するものであるというのが「図書館の自由」の考え方だからである。

5-8 神戸連続児童殺傷事件と実名・写真報道（1997年）

1997年3月、神戸市で女子小学生が続けて襲われ、1人が死亡する事件があったのに続き、5月24日には小学6年の男子児童が行方不明になり、27日に頭部が中学校の正門前で発見された。6月28日に容疑者として14歳の男子中学生が逮捕され世間を震撼させた。

その直後の7月2日に発売された写真週刊誌『フォーカス』7月9日号（新潮社）がこの事件を記事にした。実名は出さずに容疑者少年の顔写真を掲載した。続いて翌3日に発売された『週刊新潮』7月10日号もこれを記事にした。これは仮名で、顔写真に目隠しの帯があった。⁽²⁸⁾

容疑者が少年法の適用を受ける年齢であったために、発売以前に各方面から発売中止の要請が相次ぎ、書店の多くは販売を取りやめた。東京法務局も新潮社に2誌の回収を勧告した。『週刊新潮』の編集部は「一方的な回収の勧告は、報道、表現の自由に対する干渉に等しい」と反論した。少年法の精神を尊重し、どんなに凶悪であっても将来のある容疑者少年の人権、プライバシーは守られるべきであるという正統論と、凶悪犯罪においては少年法の適用は無用であるという立場からの掲載賛成論が対立した。

一方、事件が世間の耳目を集めた上に、問題記事が掲載されたのが多数の読者を持つ週刊誌であったために、図書館における両誌の取扱いについてマスコミが注目することになった。

これまで「図書館の自由」にかかわる問題で、図書館が社会の中で自らの判断を問われたことは稀であった。図書館界で問題視された事件でも、社会からその責任を追求されることはほとんど無かったといってもいい。日頃はどんな判断をしても問題にされなかった地域の図書館まで右か左かの判断を迫られたのである。そして多くの図書館は自らの主体的な判断をなし得ず、日図協に見解を求め、県立図書館に指示を求め、近隣の図書館のやり方を右顧左眄する結果になった。日本の図書館の状況が社会の表面にさらけ出されたというべきであろう。

「図書館の自由」についての問題は、全図書館一律に資料提供の対応が決まるということに

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—

はならない。図書館の種類により、規模により、地域により、置かれた状況により、さらに場合によっては職員の見識の程度により違いが出てくるものである。それはそれぞれの図書館が主体性をもって決定すべきことがらである。しかし日本では、それができる図書館はむしろ少ないのが現状である。それがこの事件では如実に判明したということになる。

日図協では最低限の考慮すべき要件を示した見解を全国に流した。①少年法61条に抵触する可能性があること、②自由宣言の第2「資料提供の自由」の例外要件「人権またはプライバシーを侵害する」と考えられること、③同時に資料保存の責任に留意すること、である。これはしかし多くの図書館で、「だから利用制限をするべきだ」と単純に取られた。

結局、全国の70パーセント前後の図書館が、2誌について何らかの形で閲覧制限をした。当該ページを切り取ったり、墨塗りをしたりして、資料の原形を損った図書館も多い。この際に定期購入をやめた図書館もあった。

翌1998年2月10日に発売された月刊誌『文藝春秋』3月号には少年の検事調書が掲載された。しかし内容は克明で残酷でありながら固有名詞を注意深く伏せてあるため、日図協は「当該記事の提供を制限する理由は見当たらない」という参考意見を全国に通知した。月刊誌という条件もあって、これについては閲覧制限した図書館は、先の2誌とは逆に30パーセントを下回った。⁽²⁹⁾

5-9 『三島由紀夫—剣と寒紅』問題（1998年）

1998年、福島次郎著『三島由紀夫—剣と寒紅』（文藝春秋）が出版された。それに先立ち同社の月刊誌『文学界』4月号にも一部が掲載された。著者が三島由紀夫との同性愛を赤裸々に書いた作品である。これについて三島由紀夫の遺族が、三島の未公開の手紙を掲載、著作権を侵害されたという理由で、出版差止めを求めて仮処分を申請、3月30日東京地裁は遺族の主張を全面的に認め、出版元および著者に同書の出版差止めと1週間以内の回収を命じ、文藝春秋はそれに応じた。⁽³⁰⁾

これは遺族と出版側との間の著作権法上の問題として争われたにもかかわらず、この決定が報じられると早速閲覧制限を実施した図書館があった中で、4月27日に東京都立中央図書館が都立各館に通知した、単行本および雑誌ともに「特段の利用制限を行わない」という決定⁽³¹⁾は適切なものとして評価できる。理由は「図書館にとって、国民の知る自由のために、図書館資料を自由に提供することが最も重要な任務である」という原則に立って検討した結果、この問題が「債権者（三島由紀夫の著作権継承者）と債務者（(株)文藝春秋及び著者）間の著作権を巡る争いであり、……（中略）……仮処分決定の効力は、債務者ではない図書館には及ばない。また本件は人権やプライバシーを巡る争いでもない。」雑誌にはそもそも仮処分申請の対象となった手紙等を含んでいない、というものである。従っていずれも閲覧制限をする理由が無いという結論を出しているのである。

何らかの制限的な司法判断が下されると、よく検討せずに閲覧制限をしてしまう図書館が多い中で、この決定は極めて明快で図書館の責務を明示するものであった。

6 終りに

「図書館の自由」は図書館存立の基礎であり、それに関わる事件は公共図書館の発展に比例して増えている。紹介した事例は近年ではほんの氷山の一角といってもいい状況になってきている。特に神戸の児童殺害事件を契機として、図書館の動向をマスコミが注目し、従って国民の注目を集める状況が出てきている。そして図書館では逆に過度に神経過敏になって利用制限したりする例も多い。例えば柳美里が、小説「石に泳ぐ魚」(『新潮』1994年9月号)についてモデルとなった女性からプライバシー侵害で訴えられ、1999年6月22日、出版禁止の判決が出ると、図書館の中には早速その雑誌を閲覧制限するところが出てきている。

神戸の事件を契機にして、「資料選択基準」あるいは「資料提供制限要項」を制定する図書館が増えている。その多くは、問題になりそうな図書を受入れない、あるいは提供しないですまそうというという下心が見えている。時に「公序良俗」という言葉が出てくるが、これは極めて恣意的に資料の価値を決め得る「基準」であり、最終的には資料の価値は個人が判断するという「図書館の自由」の基本理念をないがしろにするものである。

次に、ある資料について何らかの司法判断が出た場合、裁判所からも当事者からも、命令も請求もされていないのに利用制限をしたり回収に応じたりする図書館が多いことは、図書館の主体性の無さ、未成熟を示すものである。しかし『剣と寒紅』における東京都立図書館の検討結果など今後の期待を抱かせるものもある。

「国民の知る自由を保障する」という図書館の目標に近づくためには、図書館が権力に左右されない主体的な行動をとり得る機関として、社会の注目に耐えられる力をつける必要がある。

注

- (1) 日図協図書館の自由に関する調査委員会編、『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂 解説』、日図協、1987
- (2) 「図書館の自由に関する宣言30年」、『図書館年鑑1984』、日図協、1984、pp. 273～278
- (3) アメリカ図書館協会 (ALA) 1948年採択、1961、1968、1980年改訂。『図書館法規基準総覧』、日図協、1992、p. 1454 (訳文)・p. 1548 (原文)
- (4) 図書館問題研究会 (図問研) 編、『図書館用語辞典』、角川書店、1982、pp.546～547 (日野市立図書館)
- (5) 同、p. 460 (『図書館政策の課題と対策』)・pp. 395～396 (東京都図書館振興対策)
- (6) 日図協編、『市民の図書館 増補版』、日図協、1976

三苦：日本における「図書館の自由」の展開—公共図書館を中心に—

- (7) 注(4)に同じ、p. 481 (図書館問題研究会)
- (8) 同、p.637 (予約制度)
- (9) 日図協編、『図書館はいま—白書・日本の図書館 1997』、日図協、1997、p. 37
- (10) 坂口静一、「図書館大会感想」、『図雑』、46巻8号、1952年8月、p. 24
- (11) 有山崧、「Editorial Forum」、『図雑』、46巻7号、1952年7月、p. 47
- (12) 日図協自由委員会編、『図書館と自由1 図書館の自由に関する宣言の成立』、pp. 11～16
- (13) 同、『図書館と自由9 図書館は利用者の秘密を守る』、pp. 154～155。初出『図書館問題研究会会報』85号
- (14) 林健二、「暗い時代への予徴—好ましくない本54冊課長がかくす」、『図書館と自由6 「図書館の自由」に寄せる社会の期待』、日図協、1984、pp. 29～32。初出『人間であるために8』、山口信愛会、1973.9.3
- (15) 日図協自由委員会編、『図書館の自由に関する宣言 1979年改訂 解説』、日図協、1987、pp. 11～12
- (16) 同、『図書館と自由4 図書館をめぐる事例研究 その2』、同、1981、pp. 7～25
- (17) 同、『同14 図書館の自由に関する事例33選』、同、1997、pp.84～90
- (18) *ibid.* , pp. 135～138
 1973年『目黒区史』(1961)回収問題が起り、公立図書館からも業務命令で回収が行われたが、紆余曲折を経て図書館にもどされた。この問題は行政内部での論議にとどまった。
- (19) 同、『同7 「広島県立図書館問題」に学ぶ「図書館の自由」』、同、1985、pp. 9～64
- (20) 日図協自由委員会、「富山県立図書館図録問題について」、『図雑』、91巻2号、1997年2月、pp. 116～117
- (21) 『朝日新聞』富山版、1995年10月18日
- (22) 『毎日新聞』富山版、1995年10月18日
- (23) 静岡市の図書館をよくする会編、『静岡市立図書館への「タイ買春読本」廃棄要求問題資料集—「知る権利」と「図書館の自由」を考える—』、静岡市の図書館をよくする会事務局、1996
- (24) 『毎日新聞』、1999年7月27日
- (25) 日図協自由委員会関東地区小委員会、「裁判所の令状に基づく図書館利用記録の押収—「地下鉄サリン事件」捜査に関する事例—』、『雑誌』、89巻10号、1995年10月、pp. 808～810
- (26) 『日本海新聞』、1996年2月2日
- (27) 『朝日新聞』、1996年2月23日

- (28) 『図書館年鑑 1998』、日図協、1998、pp. 98～100
- (29) 『同、1999』 同、1999、pp. 98～100
- (30) 『日本経済新聞』、1998年3月31日
- (31) 東京都立中央図書館、「福島次郎『三島由紀夫一剣と寒紅』（(株)文藝春秋 1998)及び『文学界』1998年4月号に掲載された同上の小説に関する都立図書館の対応について」、1998年4月27日